

○神川町ふるさと納税返礼品等協力事業者募集要項

(趣旨)

第1条 この告示は、ふるさと納税制度を活用した町及び地元特産品等のPRにより、町への寄附を促進し、町内産業の振興及び地域の活性化につなげるため、寄附者へのお礼品として贈呈する商品やサービス（以下「返礼品等」という。）を提供する協力事業者（以下「協力事業者」という。）の募集について必要なことを定めるものとする。

(協力事業者の要件等)

第2条 協力事業者の要件は、次の各号のいずれにも該当していることとする。

(1) 次のいずれかに該当している法人、団体又は個人事業者（以下この号及び第6号において「法人等」という。）であること。

ア 本社（本店）、支社（支店）、事業所又は工場が町内にある法人等

イ 町長が特に認めた法人等

(2) 各種法令、条例等に沿った操業、生産、製造、販売等を行っていること。

(3) 町税の滞納、未申告等がないこと。

(4) 返礼品等の発注は電子メールで行うので、発注のメールを確認できる環境を有していること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。

(6) 行政機関から行政指導を受けていない、又は改善をした法人等であること。

2 協力事業者は、町が返礼品等の発注及び配送管理などの業務について委託するふるさと納税寄附管理等委託事業者（以下「委託事業者」という。）への登録申込み及び契約を行うものとする。

3 協力事業者は、町ホームページ、町が契約するふるさと納税のインターネットポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）、町発行パンフレット等に、返礼品等の画像、商品名、事業者名などを掲載できるものとする。また、返礼品等の発送の際、送料に影響しない範囲内において、チラシ等をこん包し発送できるものとする。

(返礼品等の要件)

第3条 返礼品等の要件は、次の各号のいずれにも該当していることとする。

(1) 町内の魅力の発信又は地域産業の振興につながる要素を持つものであること。

(2) 次のいずれかに該当していること。

ア 町内で生産、製造、加工又はサービスの提供がされているもの

イ 町内の原材料を使用しているもの

ウ 町に特に縁の深いもの

(3) 品質及び数量の面において安定供給が見込めること。ただし、期間限定及び数量限定で供給可能なものは、その範囲内での安定供給が見込まれるものであること。

(4) 飲食物の場合は、出荷後に適切な賞味期限が保証されるものであること。

(5) 宿泊施設・サービスの利用券等については、町内で提供されるものに限るものであること。また、有効期限については、発行日から6か月以上であること。

(6) ポータルサイトの運営事業者（以下「運営事業者」という。）において商品の取扱いができること。

(7) 委託事業者が指定する宅配業者により配送（町と協議の結果、町が認める適正な配送方法を行う場合を含む。）が可能な返礼品等であること。

(8) 平成31年4月1日付け総務市第17号「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」により総務省自治税務局市町村税課長から通知された「4. 地場産品基準（告示第5条関係）(1)(2)」及び平成31年総務省告示第179号第5条を遵守し、その基準に適合する返礼品等であること。

2 返礼品等の金額は、送料を除き、こん包料、消費税及び地方消費税その他必要経費を含め、神川町ふるさと納税実施要綱（平成30年神川町告示第87号）第7条第2項に規定するふるさと納税の額の3割を限度とするものとする。

3 前項の返礼品等の金額は、送料を含め町が負担するものとする。

（協力事業者の募集）

第4条 協力事業者の募集は、原則として随時行うこととする。

（協力事業者の登録申込み）

第5条 協力事業者の登録申込みをしようとするものは、返礼品等の提案をすることとし、神川町ふるさと納税返礼品等協力事業者登録申込書（様式第1号）に、必要事項を記入して添付書類とともに町長に提出しなければならない。この場合において、委託事業者からその業務のために必要とする事務書類の提出について依頼があった場合には、当該書類を別途委託事業者に提出することとする。

（協力事業者の決定）

第6条 前条の登録申込みがあったときは、町長は、速やかに登録の可否を決定し、その結果を神川町ふるさと納税返礼品等協力事業者登録（承認・不承認）決定通知書（様式第2号）により申込みをしたものに通知するものとする。

（協力事業者の取消し等）

第7条 町長は、協力事業者が第2条の要件に適合しなくなったと認められる場合、

提供する返礼品等が第3条の要件に適合しなくなったと認められる場合又はその他町長がやむを得ないと認めた場合においては、協力事業者の登録及び返礼品等の提供を取り消し、神川町ふるさと納税返礼品等（協力事業者登録・承認）取消通知書（様式第3号）により協力事業者に通知するものとする。この場合において、町、運営事業者及び委託事業者は、協力事業者に損害が生じた場合もその責を負わない。

（返礼品等の変更申請）

第8条 協力事業者は、返礼品等の内容を変更しようとする場合は、神川町ふるさと納税返礼品等変更申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（返礼品等の変更決定）

第9条 前条の申請があったときは、町長は、速やかに変更の可否を決定し、その結果を神川町ふるさと納税返礼品等変更（承認・不承認）決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（返礼品等の追加提案）

第10条 協力事業者は、返礼品等の追加提案をしようとする場合は、神川町ふるさと納税返礼品等追加提案書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

（返礼品等の追加提案決定）

第11条 前条の追加提案があったときは、町長は、速やかに追加の可否を決定し、その結果を神川町ふるさと納税返礼品等追加提案（承認・不承認）決定通知書（様式第7号）により協力事業者に通知するものとする。

（協力事業者の取りやめ等）

第12条 協力事業者は、協力事業者の登録の取りやめ又は返礼品等の提供の取りやめをする場合には、神川町ふるさと納税返礼品等（協力事業者登録・提供）取りやめ報告書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

（個人情報の取扱い）

第13条 協力事業者は、この事業による業務を遂行するため、個人情報の取扱いについては、神川町個人情報保護条例（平成18年神川町条例第13号）及び関係法令を遵守しなければならない。

（留意事項）

第14条 協力事業者は、次に掲げる事項に承諾するものとする。

- （1）ポータルサイトへの商品掲載については、運営事業者及び委託事業者の指示に従い必要な手続及び運用を行うこと。
- （2）返礼品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合又は町、運営事業者及び委託事業者から依頼等があった場合は真摯に対応し、その解決に努めること。この場合において、品質や発送間違い等による補償やクレーム対応については、町は一切の責任を負わない。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年7月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

（表）

神川町ふるさと納税返礼品等協力事業者登録申込書

年 月 日

（あて先）神川町長

（申込者）
 所在地
 名 称
 代表者名 ⑩
 担当者名
 電話番号 FAX
 E-mail【必須】

神川町ふるさと納税返礼品等協力事業者募集要項第5条の規定に基づき、協力事業者として登録申込みするとともに、以下の商品を返礼品等として提案します。また、申込みには、裏面の確認事項への承諾、及び神川町が必要と認めた全ての税目の納付状況の調査への同意をいたします。

記

1	価格（ 円） 返礼品等（セット）の名称 （ ）
2	価格（ 円） 返礼品等（セット）の名称 （ ）
3	価格（ 円） 返礼品等（セット）の名称 （ ）
4	価格（ 円） 返礼品等（セット）の名称 （ ）
5	価格（ 円） 返礼品等（セット）の名称 （ ）

【添付書類】「別紙1」又は「別紙1と同内容の書類」

※ 添付書類はお礼の品ごとに作成してください。

(裏)

ふるさと納税返礼品等取扱いに係る確認事項

- (1) 協力事業者は、商品の品質等に関して、寄附者から苦情があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容については町及び委託業者へ報告すること。
- (2) 協力事業者は、神川町のPRに積極的に努めること。
- (3) 協力事業者は、当該業務で知り得た情報を、他の目的に使用できないこと。
- (4) 町は、品質等に関する保証やクレーム対応については、一切責任を負わないこと。
- (5) 町は、やむを得ない事情により、返礼品等の取扱いについて、予告なく取扱いを停止することがあること。
- (6) 返礼品等の取扱開始時期については、返礼品等の採用が決定した後に、協力事業者、町及び委託事業者で調整を行うこと。

別紙 1

商品（セット）名	ふりがな
商品の内容（内訳）	
商品の価格（送料を除くこん包費、消費税及び地方消費税額その他必要経費を含む。）	円
賞味・消費・使用・提供期限	日
販売・発送可能時期	<input type="checkbox"/> 通年 <input type="checkbox"/> 期間限定（ 月～ 月限定） <input type="checkbox"/> 個数限定（ 個限定）
商品（セット）の説明 ※アピールポイント等について記入してください。	
事業者情報	事業者ホームページ（ 有・無 ） HPアドレス（ ）
事業者業種・業務内容	
注意事項／その他	

※返礼品等の画像を添付してください。また、パンフレット等がある場合には、併せて添付をお願いいたします。

様式第2号（第6条関係）

神川町ふるさと納税返礼品等協力事業者登録（承認・不承認）決定通知書

第 号
年 月 日

様

神川町長

印

年 月 日付けで登録申込みのあった神川町ふるさと納税返礼品等協力事業者として、
（承認・不承認）とし、返礼品等については、下記のとおりとしたので通知します。

記

1	価格（ 円） 返礼品等（セット）の名称 （ ）
2	価格（ 円） 返礼品等（セット）の名称 （ ）
3	価格（ 円） 返礼品等（セット）の名称 （ ）
4	価格（ 円） 返礼品等（セット）の名称 （ ）
5	価格（ 円） 返礼品等（セット）の名称 （ ）

【不承認理由】

--

様式第3号（第7条関係）

神川町ふるさと納税返礼品等（協力事業者登録・承認）取消通知書

第 号
年 月 日

様

神川町長



神川町ふるさと納税返礼品等（協力事業者登録・承認）について、下記のとおり取り消すこととしたので通知します。

記

取消しをする協力事業者	
取消しをする返礼品	

【取消理由】

--

様式第4号（第8条関係）

神川町ふるさと納税返礼品等変更申請書

年 月 日

（あて先）神川町長

（協力事業者）

所在地

名 称

代表者名

㊞

担当者名

電話番号

FAX

E-mail【必須】

神川町ふるさと納税返礼品等協力事業者募集要項第8条の規定に基づき、下記のとおり返礼品等の変更申請をします。

記

返礼品等の名称	
変更内容	
変更前	
変更後	
変更理由	
その他	

※ 外形に変更がある場合については、必ず画像を添付してください。

様式第5号（第9条関係）

神川町ふるさと納税返礼品等変更（承認・不承認）決定通知書

第 号
年 月 日

様

神川町長

印

年 月 日付けで申請のあった神川町ふるさと納税返礼品等の変更について、
（承認・不承認）とし、返礼品等については、下記のとおりとしたので通知します。

記

返礼品等の名称	
変更内容	
変更前	
変更後	

【不承認理由】

--

別紙 1

商品（セット）名	ふりがな
商品の内容（内訳）	
商品の価格（送料を除くこん包費、消費税及び地方消費税額その他必要経費を含む。）	円
賞味・消費・使用・提供期限	日
販売・発送可能時期	<input type="checkbox"/> 通年 <input type="checkbox"/> 期間限定（ 月～ 月限定） <input type="checkbox"/> 個数限定（ 個限定）
商品（セット）の説明 ※アピールポイント等について記入してください。	
事業者情報	事業者ホームページ（ 有・無 ） HPアドレス（ ）
事業者業種・業務内容	
注意事項／その他	

※返礼品等の画像を添付してください。また、パンフレット等がある場合には、併せて添付をお願いいたします。

様式第8号（第12条関係）

神川町ふるさと納税返礼品等（協力事業者登録・提供）取りやめ報告書

年 月 日

（あて先）神川町長

（協力事業者）

所在地

名称

代表者名

⑩

担当者名

電話番号

FAX

E-mail【必須】

神川町ふるさと納税返礼品等協力事業者募集要項第12条の規定に基づき、下記のとおり（協力事業者登録・提供）を取りやめるので報告します。また、取りやめに当たっては、既に下記日程で委託業者と調整が済んでおり、当該日以前に寄附者から希望のあった返礼品等については対応いたします。

記

□1 事業者登録の取りやめ（現在採用している全ての返礼品等の取扱廃止）

【取消予定日 年 月 日】

理由

□2 返礼品等提供の取りやめ（現在採用している一部の返礼品等の取扱廃止）

1	価格（ 円） 返礼品等（セット）の名称 （ ）	【予定日 年 月 日】
2	価格（ 円） 返礼品等（セット）の名称 （ ）	【予定日 年 月 日】
3	価格（ 円） 返礼品等（セット）の名称 （ ）	【予定日 年 月 日】
理由		

※欄が足りない場合は、同内容を別紙に記載